

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第26号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	7
○ 人事委員会事務局公文書管理規則	7
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	9
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	9
○ 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	10
○ 人事委員会事務局公文書管理規程	10
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	11
○ 平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	17

公布された法令のあらまし

- 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
事務執行体制の整備を図るため、組織について所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会事務局公文書管理規則（人事委員会規則第5号）
公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、兵庫県人事委員会事務局における公文書の管理に関して所要の整備を行うこととした。
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
病院事業に係る行政職の採用選考の権限について、任命権者の専門的判断に委ねることが適当であることから、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第3号

公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第1条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第16の3 1の款及び2の款中「校長（副校長を除く。）が本務として勤務する学校の」を削る。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正す

る。

別表第1知事の事務部局の款及び教育委員会事務局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 知事公室長 (5) 部長 (6) 政策創生部長 (7) 県民生活部長 (8) 福祉部長 (9) 環境部長 (10) まちづくり部長 (11) 国際監 (12) 局長（行政職10級の者に限る。） (13) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）	1種
		(1) 新庁舎整備室長 (2) 専門職大学準備室長 (3) 全国豊かな海づくり大会推進室長 (4) 出納局長 (5) 局長（行政職10級の者を除く。） (6) 公館長 (7) 県土安全参事 (8) 住宅参事 (9) 工事検査室長	2種
		(1) 計画監 (2) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 企画参事 (4) 課長 (5) 職員相談員	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
		(1) 企画官 (2) 副課長 (3) 班長（行政職7級の者に限る。） (4) 研究参事	5種
		水産課はやたか船長	7種

<p>地方 機関</p>	<p>(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (3) 県民局長及び県民センター長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 広域防災センター長 (7) 県立健康科学研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター所長 (11) 県立ものづくり大学校長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校校長 (14) 森林動物研究センター所長 (15) こども総括監</p>	<p>1種</p>
	<p>(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (10) 県立工業技術センター次長 (11) 県立農林水産技術総合センター次長</p>	<p>2種</p>
	<p>(1) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者及び事務所の室長を除く。）、参事（行政職9級の者及び事務所の参事を除く。）及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職8級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (16) 自治研修所次長 (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。） (18) 消費生活総合センターの所長</p>	<p>3種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (19) 広域防災センターの次長 (20) 保健所長 (21) こども家庭センター所長（行政職10級及び9級の者を除く。） (22) 女性家庭センター所長 (23) 県立明石学園長 (24) 県立総合衛生学院副学院長 (25) 食肉衛生検査センター所長 (26) 動物愛護センター所長 (27) 県立身体障害者更生相談所長 (28) 精神保健福祉センター所長及び次長 (29) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (30) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (31) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (32) 県立神戸高等技術専門学院長 (33) 県立障害者高等技術専門学院長 (34) 兵庫障害者職業能力開発校長 (35) 旅券事務所長 (36) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (37) 家畜保健衛生所長 (38) 森林大学校長 (39) 六甲治山事務所長 (40) 森林動物研究センター次長 (41) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者を除く。） (5) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (6) 健康福祉事務所の福祉室長 (7) 土地改良センター所長（行政職8級の者を除く。） (8) 土木事務所の室長 (9) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (10) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (11) 消費生活総合センターの次長及び部長 (12) 広域防災センターの部長 (13) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (14) 県立総合衛生学院事務部長 (15) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (16) 動物愛護センターの支所長（行政職8級の者に限る。） (17) 県立知的障害者更生相談所長 (18) 県立工業技術センター総務部長 (19) 県立ものづくり大学校企画部長 (20) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (21) 県立農林水産技術総合センター農業大学校統括農業教育専門官 (22) 森林動物研究センターの部長 (23) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	<p>4種</p>

		(1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 職員会館長 (5) 広域防災センターの消防学校副校長 (6) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (7) 県立明石学園副園長 (8) 県立総合衛生学院の看護・介護部長及び事務部次長 (9) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (10) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職7級の者に限る。） (11) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (12) 県立ものづくり大学の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (13) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (14) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (15) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (16) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (17) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (18) 森林大学校副校長 (19) 森林動物研究センター業務部副部長 (20) 県立淡路景観園芸学校総務部次長	5種
		(1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長	6種
		県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
教育委員会事務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。）	4種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。）	5種
	地方機関	(1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立人と自然の博物館長 (5) 県立考古博物館長	1種
		(1) 県立南但馬自然学校学長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研修所長	2種

	(4) 県立コウノトリの郷公園長	
	(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職9級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立考古博物館副館長	3種
	(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校長 (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立美術館西宮分館開館準備室長 (6) 県立図書館次長 (7) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (10) 県立考古博物館の部長 (11) 県立考古博物館加西分館長	4種
	(1) 教育事務所の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐 (8) 県立コウノトリの郷公園所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐 (10) 県立考古博物館加西分館分館長補佐	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

第3条 職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局の款地方機関の項中「西宮分館開館準備室長」を「西宮分館長」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第4条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「部長」を「部長 知事公室長 国際監」に、「観光監 局長 知事室長」を「全国豊かな海づくり大会推進室長 局長」に、「課長」を「企画参事 課長」に改め、同項2中「総務調整班長」を「総務班長」に改め、同款県民局・県民センターの項中「地域政策室長」を「地域政策室長 交流渦潮室長」に改め、同款県立総合衛生学院の項1中「事務部長」を「事務部長 事務部次長」に改め、同款県立農林水産技術総合センターの項2中「及び副校長」を「副校長及び統括農業教育専門官」に改め、同表教育委員会の款南但馬自然学校の項中「校長 副校長」を「学長 校長」に改め、同款県立美術館の項中「次長」を「次長 西宮分館開館準備室長」に改める。

第5条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の款県立美術館の項中「西宮分館開館準備室長」を「分館長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）附則に規定する教育委員会規則で定める日から施行する。



人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第4号

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第21号中「こと」の右に「（給与課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第20号とし、同条中第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号を第22号とし、第25号を第23号とする。

第4条に次の3号を加える。

- (7) 職員の定年等に関すること。
- (8) 職員の採用選考に関すること（採用選考試験の実施に関するものを除く。）。
- (9) 職員団体等に関すること。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



人事委員会事務局公文書管理規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第5号

人事委員会事務局公文書管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第11条第1項の規定に基づき、人事委員会事務局（以下「事務局」という。）における公文書の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（管理体制）

第2条 事務局に総括文書管理者1名を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 事務局に副総括文書管理者を置き、任用課長をもって充てる。
- 3 所掌事務に関する公文書の管理の実施責任者として、課ごとに文書管理者を置き、課長をもって充てる。
- 4 課に文書主任を置き、副課長、班長又は主幹をもって充てる。

（公文書の管理）

第3条 この規則に定めるもののほか、事務局における公文書の管理については、公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の規定の例による。この場合において、同規則第9条、第13条第1項及び第14条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第1及び人事委員会事務局公文書管理規則（令和2年兵庫県人事委員会規則第5号）別表第1」と、「同表」とあるのは「これらの表」と、同規則第18条中「別表第2」とあるのは「別表第2及び人事委員会事務局公文書管理規則別表第2」とする。

（補則）

第4条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局文書管理規則の廃止)

2 人事委員会事務局文書管理規則(平成12年兵庫県人事委員会規則第4号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

公文書の類型及び保存期間の設定基準

1 人事委員会の運営に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
委員会の議決に係る審議又は協議	会議・協議文書	30年	会議資料、協議資料、記録等

2 職員の競争試験等の実施に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
試験に関する事務	(1) 試験実施に関する文書	10年	実施運営に関する文書、問題に関する文書及び実施結果に関する文書
	(2) 試験制度に関する文書	10年	調査研究に関する文書、制度の決定に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び意思決定に至る過程が記録された文書

3 職員の給与等に関する報告及び勧告に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間の設定基準	具体例
報告及び勧告に関する事務	(1) 立案の検討に関する文書	5年	給与実態調査、国・他の地方公共団体等の状況調査、関係団体からのヒアリング及び協議資料
	(2) 報告及び勧告文書	30年	報告及び勧告文書

別表第2(第3条関係)

保存期間が満了したときの措置の設定基準

1 人事委員会の運営に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
委員会の議決に係る審議又は協議	会議・協議文書	移管

2 職員の競争試験等の実施に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
試験に関する事務	(1) 試験実施に関する文書	廃棄
	(2) 試験制度に関する文書	廃棄

3 職員の給与等に関する報告及び勧告に関する事項

事務の区分	公文書の類型	保存期間が満了したときの措置
報告及び勧告に関する事務	(1) 立案の検討に関する文書	廃棄
	(2) 報告及び勧告文書	移管



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(以下「試験」という。)」を削り、同条第3項中「試験」を「競争試験」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「試験」を「競争試験」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 競争試験

第8条（見出しを含む。）中「試験」を「競争試験」に改める。

第9条の見出し中「試験」を「競争試験」に改め、同条各号列記以外の部分中「試験」を「競争試験」に改め、同条第6号中「当該試験」を「当該競争試験」に改める。

第10条（見出しを含む。）及び第10条の2中「試験」を「競争試験」に改める。

第13条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号。以下「病院事業職員給与規程」という。）」を「病院事業職員給与規程」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 病院事業行政職給料表（病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号。以下「病院事業職員給与規程」という。）第2条第1項第1号に規定する給料表をいう。以下同じ。）の職務の級が6級以下の職（一般事務をその職務の内容とする職及び会計年度任用の職を除く。）への採用の選考の権限（選考試験の実施の権限を除く。）

第15条第1項中「試験」を「競争試験」に改める。

第18条第1号及び第2号中「当該試験」を「当該競争試験」に改める。

附則第3項及び第6項中「試験」を「競争試験」に改める。

別表第1号中「職員給与条例第8条第2号」を「同条第2号」に改め、「(病院事業職員給与規程第2条第1項第1号に規定する行政職給料表をいう。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中第60号を第62号とし、第53号から第59号までを2号ずつ繰り下げ、同条第52号中「非常勤職員の給

与の特例額を承認する」を「会計年度任用職員の給与、勤務時間、休暇等についての協議に応ずる」に改め、同号を同条第54号とし、同条中第51号を第53号とし、第19号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 情報公開条例の規定に基づき、公文書を公開する旨又はしない旨の決定をすること。

(20) 個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、個人情報の開示、訂正又は利用停止をするかどうかの決定をすること。

第9条第2項第8号中イを削り、ウをイとし、同項第9号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カを削り、キをオとし、クをカとし、ケを削り、コをキとし、同条第3項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職に属する事務局職員（非常勤職員を除く。）を「人事委員会事務局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（」に改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、職員証を他の部局において交付されている者については、この限りでない。

第5条第3項中「職員き章」を「貸与された職員き章」に、「職員証」を「交付された職員証」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 職務の内容その他の事由により貸与又は交付の必要がないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、職員き章を貸与し、又は職員証を交付することを要しない。

第6条の見出し中「再交付」を「再貸与等」に改め、同条第1項中「職員き章又は」を「貸与された職員き章又は交付された」に、「再交付」を「再貸与又は再交付」に改め、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、他の部局に出向する職員の職員き章（他の部局の職員き章と同一のものに限る。）又は職員証については、この限りでない。

第13条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第16条の見出し中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条中「は、地方公務員法第38条」を「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）は、同法第38条第1項本文」に改める。

第19条中「については、」の右に「常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては」を加え、「よる」を「より、その他の職員にあっては事務局長が別に定めるところによる」に改める。

第22条第1項中「第14条第1項各号」の右に「若しくは会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第59条第1項各号」を加える。

第24条中「職員」の右に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県人事委員会訓令第3号

人事委員会事務局公文書管理規程を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

人事委員会事務局公文書管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、人事委員会事務局公文書管理規則（令和2年兵庫県人事委員会規則第5号）第4条の規定に基づき、人事委員会事務局（以下「事務局」という。）における公文書の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(文書等の記号及び番号)

第2条 文書等に使用する記号は「兵人委」とし、その番号は会計年度による番号とする。

(公文書の管理)

第3条 この訓令に定めるもののほか、事務局における公文書の管理については、公文書管理規程（昭和43年兵庫県訓令第6号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局文書管理規程の廃止)

2 人事委員会事務局文書管理規程（平成12年兵庫県人事委員会訓令第1号）は、廃止する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。第20条に次の1項を加える。

6 前3項の場合において、これらの規定により難い特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、これらの規定を適用しないことができる。

別表第1知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査 機関長	班長 主幹 船長 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 健康管理 専門員 統計専門 員 企画専門 員 計量専門 員 渉外専門 員	室長 副課長 班長 企画官 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任健康 管理専門 員 主任統計 専門員 主任計量	企画参事 課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 子ども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員健康	局長 新庁舎整 備室長 専門職大 学準備室 長 全国豊か な海づく り大会推 進室長 出納局長 工事検査 室長 計画監 参事 公館長 県土安全 参事 住宅参事	会計管理 者 知事公室 長 部長 政策創生 部長 県民生活 部長 福祉部長 環境部長 まちづく り部長 局長 参事 国際監	理事 技監
---------	----	----	------	-----------	--	--	--	---	--	----------

					検査専門員 換地専門員 農地管理専門員 環境創造型農業専門員 畜産専門員 森づくり専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 技術専門員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 青少年指導専門員 児童指導専門員 文化専門員 専門技術員 機関長	専門員 主任渉外専門員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任環境創造型農業専門員 主任畜産専門員 主任技術専門員 主任工事検査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任専門技術員 船長	相談員 職員相談員 主任技術専門員			
--	--	--	--	--	--	---	-------------------------	--	--	--

別表第1 県民局又は県民センターの項を次のように改める。

県民局又は県民センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	所長補佐	参事	副局長副センター長参事	局長県民センター長参事	
室	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 地域再生専門官 青少年指導官 消費生活専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任青少年指導官 主任消費生活専門員	室長 次長 参事	室長		
消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 消費生活専門員 課長補佐	室長補佐 主任消費生活専門員	消費生活センター長			
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 税務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任税務専門員	所長 参事 室長	所長		
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員	副所長 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域	所長 参事 福祉室長			

					食品安全 専門官 衛生検査 専門員 監査指導 専門員	保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任衛生 検査専門 員 主任監査 指導専門 員				
但馬長寿の郷	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿の郷長		
農林(水産)振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 所長補佐 農政推進 専門員 森林専門 員 技術専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政 推進専門 員	所長 参事	所長		
農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 水産業専 門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農地整備 専門員 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐 主任技術 専門員	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術 専門員	所長 室長			

	姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長			
--	----------	----	----	------	--------	---------------------	------------------------	----	--	--	--

別表第1 県立健康科学研究所の項を次のように改める。

県立健康科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐 衛生検査専門員	所長補佐 主任衛生検査専門員	部長	副研究所長		
-----------	----	----	------	--------	-----------------------	-------------------	----	-------	--	--

別表第1 県立農林水産技術総合センターの項を次のように改める。

県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員	統括農業教育専門官	校長		
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				

別表第1 県立南但馬自然学校の項を次のように改める。

県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	校長	学長		
-----------	------	------	--------	--------	------------	-------------	----	----	--	--

別表第1 県立美術館の項を次のように改める。

県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐主査	課長 課長補佐	館長補佐	西宮分館 開館準備室長 館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
-------	---------------------	---------------------	-----------------------	--------	------------	------	------------------------	-----------	-----------	--

別表第1 県立コウノトリの郷公園の項を次のように改める。

県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	副園長	園長 副園長		
-------------	--------------	--------------	----------------	--------	------------	------	-----	-----------	--	--

別表第1備考3中「観光監、」を削り、同表備考4中「消防学校長」の右に「、動物愛護センターの支所長」を加え、同表備考5中「兵庫障害者職業能力開発校の校長」を「動物愛護センターの支所長」に改める。

別表第5警察署の項6級の欄及び7級の欄中 「空港警備派出所長
連絡調整官」 を 「空港警備派出所長」に改め、

同項8級の欄中 「警務官
刑事官」 を 「刑事官」 に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 捜査第二課長、交通規制課長及び外事課長の職務については、当分の間、6級、7級又は8級とすることができる。
- 2 サイバー犯罪対策課に置かれる調査官の職務については、当分の間、6級又は7級とすることができる。
- 3 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、6級、7級、8級又は9級とする。

別紙様式第9を次のように改める。

別紙様式第9（第13条の2関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

様	所 属 所 名		職員コード 氏 名	Ⓔ
	職名			

条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

- 届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>
- 1 新たに職員となった(行政職10級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る)
 - 2 行政職10級以上職員等から行政職10級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る)
 - 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行政職10級以上職員等にあつては、子に限る)
 - 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職10級以上職員等にあつては、子に限る)

扶養親族 の 氏 名	続柄	生年月日	同居 別居 の別	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(身体又は精神に著しい障害のある者として届ける場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 3 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

確認権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日	取扱者 認 印	-----	-----	-----	-----
職名 氏名 Ⓔ					

第2条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別表第1 県立美術館の項8級の欄中「西宮分館開館準備室長」を「分館長」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 6 前3項の場合において、これらの規定により難い特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、これらの規定を適用しないことができる。

別紙様式第8を次のように改める。
別紙様式第8（第13条の2関係）

扶 養 親 族 届

		年 月 日提出	
様	所 属 所 名		
	職名	職員コード 氏 名	Ⓣ

条例第18条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>

- 1 新たに職員となった（行政職10級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る）
- 2 行政職10級以上職員等から行政職10級以上職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政職10級以上職員等にあつては、子に限る）
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職10級以上職員等にあつては、子に限る）

扶養親族 の 氏 名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	所得の年額		届出事実の 発 生 年 月 日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（身体又は精神に著しい障害のある者として届ける場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 3 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

--

確認権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日	取扱者 認 印	-----	-----	-----	-----
職名 氏名 Ⓣ					

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）附則に規定する教育委員会規則で定める日から施行する。



平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、令和2年度以後に実施する職員採用試験について適用する。

令和2年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

表中

「

職員行政A（大卒程度）採用試験	筆記試験得点及び順位 1次面接試験得点及び順位 最終面接試験得点及び順位	合格発表の日 から1年間	人事委員 会事務局 任用課
職員資格免許職採用試験	同 上	同 上	同 上
職員行政B（高卒程度）採用試験	筆記試験得点及び順位 面接試験得点及び順位	同 上	同 上
職員経験者採用試験	同 上	同 上	同 上
職員採用選考	同 上	同 上	同 上

」

を

「

職員行政A（大卒程度）採用試験 職員資格免許職採用試験	1 筆記試験の不合格者 筆記試験の得点及び順位	筆記試験の合 格発表の日か ら1月間	人事委員 会事務局 任用課
	2 1次面接試験の不合格者 筆記試験及び1次面接試験の得点及 び順位	1次面接試験 の合格発表の 日から1月間	
	3 最終面接試験の合格者及び不合格者 筆記試験、1次面接試験及び最終面 接試験の得点及び順位	最終面接試験 の合格発表の 日から1月間	
職員行政B（高卒程度）採用試験 職員経験者採用試験 職員社会人経験者採用試験 職員採用選考試験	1 筆記試験の不合格者 筆記試験の得点及び順位	筆記試験の合 格発表の日か ら1月間	
	2 面接試験の合格者及び不合格者 筆記試験及び面接試験の得点及び順 位	面接試験の合 格発表の日か ら1月間	

」

に改める。